

# 目 次

令和4年3月4日（金曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分） 5 2

提案理由に対する質疑 5 2

（議案第1号～議案第8号）

討論、採決 5 2

（議案第1号～議案第8号）

提案理由に対する質疑、採決 5 6

（同意第1号～諮問第1号）

令和4年度施政方針に対する質疑 5 8

提案理由に対する質疑（議案第9号～議案第31号） 7 2

委員会付託（議案第9号～議案第31号） 7 2

散会（午前10時30分） 7 3

## 令和4年3月4日（金曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（小 川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（高橋正博君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（山本詳司）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

## 議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

## 議事日程 第2号

別紙のとおり

## 令和4年3月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月4日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 議案第1号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第7号）
- 第 2 議案第2号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 3 議案第3号 令和3年度土庄町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第4号 令和3年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第5号 令和3年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第6号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第7号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第8号 令和3年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第12 令和4年度施政方針について
- 第13 議案第9号 令和4年度土庄町一般会計予算
- 第14 議案第10号 令和4年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第15 議案第11号 令和4年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第16 議案第12号 令和4年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第13号 令和4年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第18 議案第14号 令和4年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第19 議案第15号 令和4年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 令和4年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第21 議案第17号 令和4年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第22 議案第18号 土庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第19号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例
- 第24 議案第20号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第21号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第22号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第23号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例
- 第28 議案第24号 土庄町立認定こども園条例の一部を改正する条例

- 第 2 9 議案第 2 5 号 土庄町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 0 議案第 2 6 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 3 1 議案第 2 7 号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第 3 2 議案第 2 8 号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 3 議案第 2 9 号 新たに生じた土地の確認について
- 第 3 4 議案第 3 0 号 字の区域の変更について
- 第 3 5 議案第 3 1 号 財産の処分について

## 開議

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

なお、本議場は換気システムが作動しておりますが、約 1 時間を目途に休憩を取ることにいたします。ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席の皆さまに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## 提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 8 号）

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、議案第 1 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 8、議案第 8 号 令和 3 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）までの質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 8 号までの質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第 1 号～議案第 8 号）

○議長（高橋正博君）

これより、討論、採決を行います。

議案第 1 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 7 号）について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

反対討論を行います。全体としましては、必要な補正になっていると思います。ただ、マイナンバー制度の予算についてはですね、増額になっており、マイナンバー制度そのものに対しての信頼性、安全性が担保されていないもとのマイナンバー制度の継続に対し、反対する立場からこの点については反対をいたします。

○議長 (高橋正博君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

11番 木場隆司君。

○11番 (木場隆司君)

賛成討論を行います。マイナンバー制度は国が推進しております施策であり、将来的に住民サービスの向上に役立つと考えられますので賛成いたします。以上です。

○議長 (高橋正博君)

ほかに討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

4番 鈴木美香君。

○4番 (鈴木美香君)

私も全体の反対でございませぬ。一部、大枠でマイナンバー制度を従来から反対しており、情報漏洩などを防げるかの安全性が保障できるとは思えず反対です。

○議長 (高橋正博君)

ほかに反対討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

ほかにないようございませぬので、これをもって討論を終了いたします。

○議長 (高橋正博君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第 2 号 令和 3 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第 3 号 令和 3 年度土庄町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）につ  
いてを討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第 4 号 令和 3 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第 5 号 令和 3 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第 6 号 令和 3 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第7号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第3号）  
についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第7号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

議案第8号 令和3年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 提案理由に対する質疑、採決（同意第1号～諮問第1号）

○議長（高橋正博君）

日程第 9、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、同意第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 1 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 10、同意第 2 号 土庄町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、同意第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

同意第 2 号 土庄町教育委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 2 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高橋正博君）

日程第 11、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、諮問第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

諮問第 1 号を原案のとおり、適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

## 令和 4 年度施政方針に対する質疑

○議長（高橋正博君）

日程第 12、令和 4 年度施政方針について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

岡野町長の施政方針について質問いたします。

全体を通して一番に感じる点は、文章の組み立て、構成、町政の方向性については、岡田好平、三枝邦彦前町長と変わっておらず、これまでの町政の継続、焼き直しであります。

本来であれば、これまでの町政についての町の衰退につながっている点を総括し、岡野町長が町長選挙のときに語っておられた「住民とともに考え、ともに創る」の精神が反映されていなければなりません、残念ながら施政方針からは読み取れません。具体的に質問をいたします。

この施政方針では、まず、第一として、観光を軸とした経済政策となっております。それについて、災害対策と地域インフラとなっております、最後に住民福祉となっております。住民の福祉、医療、教育という構成になっていきます。これについてでありますけども、地方自治法は第1章第1節の中で、「地方自治とは、福祉の増進を図ることを軸とし」というふうに地方自治体の役割を明確に規定しております。

この点について、今回の施政方針は、住民の福祉の増進が一番最後にきている点において、町長の考えはどこにあったのかということ、まずお聞きしたいと思います。

次に、マイナンバーカードの推進についてです。

国が推進しているマイナンバーカードの取得の促進を岡野町長は、町として後押しして推進するとおっしゃっています。そこでお尋ねをいたします。

日本弁護士連合会や各会から、「マイナンバーカードは危険」との声が上がっており、国のほうにも意見書、請願書等が上がっております。こうした動きを鑑みて、国の動きを町として後押しするということは、問題が発生した場合、直接的責任を負うこととなります。具体的に町長はどのように直接的責任を取ろうと考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

最後に3点目としましては、個別の分野になるんですけども、町長は、「耐震改修工事の促進を目的とした民間住宅耐震化リフォーム支援事業を継続し、住宅の耐震性の向上を図り、住民生活の安全確保を務めてまいります」と言って、リフォーム助成を民間住宅の耐震と併せた制度を継続すると、おっしゃっておりますけれども、これは三枝町長の時代から、もう6年近くやられておりますが、ほとんど利用者がいないんです。

当初予算で上げて、毎年とっていいぐらい、利用されずに補正で減額をしているという制度ですが、これをいまだに、新たな岡野町長が入ってから継続するという点についてはですね、理解し難い点があるんですけども、この制度を岡野町長はどういうおつもりで、今回施政方針の中で具体的に取り上げられた

のかということをお伺いしたいと思います。3点について、お伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の質問にお答えいたします。

一応、確認ですけれども、1点目が施政方針の順序ですよね。2点目がマイナンバー、3点目が耐震リフォーム助成事業ですよね。分かりました。

1点目の施政方針の順番なんですけれども、町のですよね、第6次の総合計画に沿って、その順番に沿って並べているだけで、何が優先順位というところは考えておりません。

私自身は、地方自治体の考える軸は福祉の増進を図ることが軸とするというところは十分承知しております。そのあたりで、順番がどうのこうの言うよりも、総合計画に沿った順番で書くほうが伝えやすいという部分で、そういうふうなかたちにさせていただきました。

2点目のマイナンバーについてですけれども、やはり情報漏洩、この間もトヨタ（自動車）でサイバー攻撃等ありましたが、反面、今のデジタル化が進むにあたって震災が起きたときにですね、その個人が特定できないというような問題もございました。その中で、今の住民基本台帳等々を見るにあたってですねよりも、マイナンバーの個人番号を特定してですね、その個人を特定する、その個人について罹災証明、また災害証明、それから被災された方に給付金を給付するかたちにおいて、マイナンバー制度があるほうが迅速に対応できるというようなことも考えております。

ただ、直接的な町としての対応をどうするかというぶんに関しましては、今ある税情報、また町で持っている住民基本台帳等の問題も同じように考えておまして、今の時代、紙媒体のほうが情報が漏洩しづらいということも考えられないので、ただ、人が作っているものなので必ずしもマイナンバーが100%情報漏洩しないとも思っておりません。

ただ、昨今ですね、サイバー攻撃があったように銀行の情報、それからクレジットカードの情報、ちなみに私のクレジットカード、全然関係ない場所で勝手に使われておりました。そういうところもございます。ですから、どの場面においても情報の漏洩は必ず人間が作ったものだからあります。ただ、国のほうとしてはその情報漏洩をいかに漏洩しないようなかたちに持っていくかということも日々努力していると伺っています。というところで、行政、システムを迅速に進めていく。また、もし災害が起きたときにですね、災害者に対しての対応を早急にできるためには、そういうようなデジタルという部分を活用しなければこれからの時代、立ち向けていけないと思いますので、そういうところでマイ

ナンバーを推進しております。

あと、耐震診断リフォーム助成事業ですね、この事業は前年度も 5 件予算組みしておりました。それで、5 件実際支給しております。というところで、逆にですね、今年度は 5 件で予算を組んでおりますが、前年度と同じ数字でいいのかどうかというところを検討しなければいけないということも考えております。

それと、実際リフォームするにあたって、耐震をなぜ付けるかどうか、それは先ほども申しましたように、いつ南海トラフが起きるかもしれないという状況で、町内の家屋ですね、耐震基準が満たしていないところ、具体的な数字は僕ちょっと出せないんですけども、あまりにも多過ぎるというところで、防災の観点からもリフォームする際に、考えていただきたいのは耐震、また自分の命は自分で守るというような観点から家の改築リフォームを行ってほしいという意味で、このたびも、そういうような予算組みをしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

まず、1 点目の順番についてですけれども、岡野町長は住民の福祉の増進が地方自治体の中心の役割だということを分かっておられるということであるのであれば、これまでのやり方がですね、誤解を招いてきているのは、今までの町長の中で、私ずっと同じ質問してます。

やはり、行政というのは住民の福祉や命を守るというところが一番軸ですので、そこを頭にもってくるというところが、それが第何次計画ですかね、計画そのものが、もともと弱点を持ってるんじゃないのかなという視点を持っていたきたい。それに沿って分かりやすいと言いますけども、第 4 次何とか計画は住民の多くの皆さんは知らないんです。

だから、町長の色を出すという意味で言えば、やはりさっき言われたように福祉が一番大事だとおっしゃっているのであれば、そこを前にもってきていただけるだけでも、今までの町長と姿勢が違いますよ、ということにもなってきますんで、何が 1 番、2 番、3 番じゃないということもおっしゃられているんですけども、町のほうで抱えている第 4 次計画を軸にするんじゃなくて、住民目線で何が大事にされているのかなって見られたときに分かるようにしていただけたら良かったかなと思います。

2 つ目のマイナンバーについてですけれども、答弁を聞いてますと誤解があるように思うんですが、私は行政のデジタル化を批判しているわけではないんです。もちろん、行政のデジタル化、スムーズ化というのは非常に大事なんですが、今、国が進めているマイナンバー制度というのは、健康保険から免許証から、それから個人の資産について銀行の口座、それからさっき言われたカード、そういった

物もすべて紐づけにして、一括でカードにしていくという点がありまして、そこにはですね、大きな弱点がある。漏洩したときに大変な問題になってしまう。

私が質問したのは、国が進めるのは勝手なんですよ。それを地方自治体である土庄町が、町長がさらに、そこに上乘せして促進するというのは、町長自身に直接的責任がかかってきます。「国がやっています」っていうだけじゃなくて、「私も前のめりにやります」ということになるとですね、宣言しますと直接的責任がかかってきます。そこに対して、どうやって責任取るんですか、という話をしています。先ほど災害のときに、デジタルは強いという話なんですけど、私の認識は逆で、大きな災害が起きたりとかした場合には、電気がストップしてしまいますので、そういう面ではデジタルはまだ弱いんじゃないかという見方もしています。

そういう点で言えば、そこを強くしていくということは非常に大事なことではあるんですけども、それとはやっぱり切り離して私が質問した部分というのは、先ほど申しましたけども、生涯、自治体として取り切れない責任を背負うこととなりますので、それを町長があからさまに前町長と同じように前のめりになってやったんでは、何か起きたときには責任が取れない。やるのであれば、具体的な責任の取り方を示していただく必要があったんじゃないかなと思ったんで質問させていただきました。

最後の耐震化なんですけども、5件の要望があったということなんですけども、もう一遍よく見ていただきたいんですけど、耐震化ができてないお家のリフォームということなんですけど、基本的に災害が来るということがありますので、「耐震化進めてください」もしくは、「耐震化ができていないお家を新たに建ててください」ということを国のほうも進めております。それについては、その補助があります。ここで、耐震化と抱き合わせをすることによってですね、何が起きるかという、経済効果が極端に下がってしまうんです。

お隣の小豆島町では、住宅リフォーム助成制度は耐震している家でも使えるようにしてるんです。そのことによって、町が投資しているぶんに対して何十倍もの経済波及効果が出ていると、仕事が生まれているという点からすると、私は非常にもったいない点ではないかなと、全国的にも0.2%の自治体でしかこういうことはしてないと、あとは全部切り離している。99.8%の自治体ではやってるんです。そういうところで、全体的に抽象的な話をしている中で、これを具体的に取り上げているという点については、なぜこの部分だけ具体的に上げたのかなという点が1点疑問に感じました。

ここで何回もやり取りができないので、具体的な施策の中でまた検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。質問終わります。  
○議長（高橋正博君）

ほかにございませつか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

4番 鈴木美香君。

○4番 (鈴木美香君)

私も3点ほどお伺いさせていただきます。

まず、7ページの総合防災訓練の件で、町総合防災訓練の実施、研修等により啓発に努めるとあり、訓練を毎年要望のある地区で開催していると聞きますが、高齢で訓練に参加できなかつたり、住んでいる地区で防災訓練が無かつたりして、避難場所や危険水域が分からない方もいます。このように訓練に参加したくてもできない方たちへの防災への周知啓発にはどのように取り組んでいくか。

2点目は、8ページの下段、図書 の件で、図書館の充実として、蔵書の充実とありますが、当初予算では書籍購入のための予算が減額され、方針と矛盾しているように思います。予算減額した中での図書の充実というのは、どのように取り組んでいくお考えですか。

3点目、10ページの中段あたりの子宮頸がんについてです。子宮頸がんワクチンの積極勧奨の再開とありますが、このワクチン接種は重篤な副反応の症状があり、また、その治療法も確立されていないということです。2013年から積極勧奨が中止されていたもので、そのようなワクチン接種の積極勧奨を施政方針の主要な施策として入れているのはどうしてなのか、意図をお伺いします。以上3点です。

○議長 (高橋正博君)

岡野町長。

○町長 (岡野能之君)

鈴木議員の質問に対してお答えいたします。

一応確認ですけど、1の防災訓練、2番目が図書の予算について、3番目が子宮頸がんワクチンについてですね。

1の防災訓練につきましては、防災訓練に参加できなかった人に対しては、自治会または消防、消防団等を通じてですね、広報活動を広げていき、どのようなかたちで防災訓練に携わってもらおうかというところをまず、広めていきます。それと、町としても広報していきます。

それとですね、防災訓練に関しましては、老人クラブや婦人会等が要望がありまして、出前の訓練なども行っておりますので、ぜひとも、ここでお願いなんですけども、議員の皆さまもそのようなこともやれるということを広報していただきたいと思つます。そういうところで地域の皆さまが防災訓練に携われるようなかたちをとっていきたいと思つております。



次にですね、図書の予算なんですけれども、図書については、予算については、図書のほうから要望がありまして、金額というよりも量ですよね。量の部分で金額が下がったという部分で、実際予算を下げたという感覚では、私は持っておりません。

3番目の子宮頸がんワクチンについてなんですけれども、これもやはり多くの副反応が表れるというということもお伺いしております。ですが、逆に子宮頸がんによって亡くられる方も実際おいでます。そのようなところで、本人にですね、きちんとした情報を提供できるような、ただ、その正確性がどこにあるのかというところも国のほうも、たぶん判断できておりません。ですから、医師、保健所等々がですね、子宮頸がんワクチンを受けられる方との話し合いの上で、十分理解した上で受けていただくようなところを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

図書の件はなかなか無理過ぎだと思うんですけど、やはり私は減額するって量にしても減額するのはどうしても、はい、10年以上前は400万ぐらいあったということが昨年280万、今年が216万円に減ったんですけど、質疑とは外れますけど、これは考えていついていただきたいと思います。

それで、子宮頸がんの件なんですけど、やはり私も先ほどおっしゃってた方と同じで、施政方針に入れるというのはかなり強力な勧奨と捉えられても仕方がないのかなと思っていて、1万人に1人でも重篤な副反応で私としては勧められないのではないのかなというのがありまして、お伺いさせていただきました。

13ページの最後のページで、財政の件をおっしゃってるんです。

「財政状況が硬直化している現状を全職員が再認識し、事業の必要性や見直し、その費用対効果を検証するとともに」というような文言がありますが、今回の予算でもこの事業をするのであれば、この事業を止めるというふうに絞っていかないと財政が健全化するとは考えにくいんですけど、そのあたりは、町長はどのようにして財政を絞っていくかというお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員の質問にお答えいたします。

図書についてですね、図書に充実を図ろうと思っておりますので、随時、補正対応等やっていきますので、ただ、現時点でこれぐらいの図書が必要だという部分で予算付けておりますので、あくまでも担当のほうからの申し入れでそのよ

うな予算ですので、随時、図書が必要であれば受け付けていくようなかたちを取っていきます。

次に、子宮頸がんワクチンについてなんですけれども、やはり先ほど言いましたように副反応の問題は多くあると思います。ただですね、子宮頸がんによって亡くなる方もいるということ、私はそう思い、施政方針の中に入れさせていただきました。

3番目がですね、財政のことについてなんですけども、財政は各担当課と協議した上でですね、予算を組んでおります。ただ、必要のない部分は予算として組んでおりますが、実行せずですね、新たな予算を組むということも考えられますので、そのあたりは状況を見ながら必要かどうかということ判断していきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

私のほうは町長の施政方針の中から2点、質問をさせていただきたいというふうに思います。細かく具体的なことは、深堀することは一般質問になるかなというふうに思いますので、町長の頭の中にお考えがあるのかどうかということはお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、「住んでよく、訪れてよかったと思えるまちづくり」の中で、6ページにございます、移住・定住促進として、さまざまな施策を講じて移住から定住へとつなげ、地域力の向上を図るとあります。

このことは、大きな目的といたしまして人口減少、また少子化の問題への施策であるかなというふうに考えます。また、移住者の新しい視点が地域の活力になるということも考えられると思います。

しかし、人口減少の大きな原因に、わが町では若い世代が島外へ出てゆき、そのままその地で就職し、定住するという現状があります。これは進学や就職等、子どもたちが夢に向かってやりたいことをやっていくということで、島内にな場合は当然、島外に出て行くということで、時代背景により仕方がないというふうに思いますけれども、この島外へ出て行った人への働きかけも併せて行うべきではないかなというふうに思います。

現在、ICTを活用したリモートワーク等々がございますので、島外で働かれている方も島内に戻ってきて働くということも十分考えられますし、何かのき

っかけで就職活動を島内で目指すというふうなことも考えられるのではないかなというふうに思います。

I・J ターンだけではなく、U ターンへの施策というものもお考えであれば聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員の質問にお答えいたします。

U ターンについての支援ですよね、現在、人口減少が急激に進むにですね、U ターン者を募めることは町としての優先課題だと思っております。その中でですね、今現状行われておるのは国からの施策で、東京 23 区ですけれども、私が議員時代にあったことなんですけど、U ターン者に対しては 100 万円支給されるというかたちを取っております。

その中でまず 1 つは、U ターン者を募めるのはどうするかという部分と、U ターン者を受け入れるのはどうするかという部分で、募っていくところはやはり ICT が進むにですね、ネット環境の中で U ターン者を募るといふ部分、広報という部分、移住者に対しては NPO 法人さんなんか、いろんなかたちで、広報小豆島の魅力を発信し募っております。そういうところで、同じようなかたちで小豆島の魅力を土庄町の魅力を発信しながら U ターン者に対して U ターン者を募っていくかたちを取っていきたくと思っています。

ただ、募る反面、受け入れ方をどうするかというところもあります。私がですね、以前、十何年前になりますが、当時、土庄高校なんですけれども、高校生の授業をさせていただきました、その中で U ターン、「将来、小豆島に住みたいですか」というようなアンケートを取ったところですね、7 割強の方が、「帰ってきたい」、けれども帰ってこれない、というのは仕事のないというような答えをいただきました。ただ、十何年経っておりますので、状況は変わってきているかもしれませんが、この U ターン者を募るところに直接支給するのがいいのか、それとも経済環境を良くして受け入れ態勢は十分だということアピールするのがいいのか。

今、仕事のかたちが変わってきておまして、やはり都会に居ても、島に居ても同じような環境で仕事ができる職種が増えてきております。そのようなところも受け入れ態勢として充実していく。また、このコロナ禍によって疲弊した産業等々の後押しをし、雇用の拡大を増やしていくようなかたちも取っていく。

また、介護士、医療関係、それから保育士等についても全然人が足りてない状況でございます。そのあたりも、どのような環境にすれば U ターンしてまでも働きたいというようなことになるのかということも庁内で検討しながら、ま

たほかの町外の住民の方にもですね、意見をお伺いしながら進めていきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

Uターン者への頭もあるということで、非常にありがたいなというふうに思います。期待をするところではあります。島外にいらっしゃる方、若者からお年寄りまでたくさんの方、世代がいらっしゃいます。小豆島に皆さん愛着を持っていらっしゃる方ばかりだと私は信じております。ぜひ、そういう方への働きかけもよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

2番目に、「子育てしやすく、賑わいのあるまちづくり」の中で、地域医療体制の充実といたしまして、10ページにございます、高松市の救急艇を活用した転院搬送と救急患者移送支援を実施し、救急搬送体制の維持に努めるとございます。

今まではそうでありましたが、来年度令和4年度の4月から、香川県におきましてドクターヘリの運行が始まるというふうに聞いております。これは救急搬送、また医療体制の確保には、非常に私たちの土庄町にとっては、ありがたいことではないかなというふうに思っております。

特に、豊島におかれましては、今まで救急艇で運んでいた、それは要請してから高松港から豊島にきて、それからまた高松に送るというふうなことで、非常に時間もかかったというふうにお聞きをしております。要請して、その場に受け入れるためには発着場の整備等々、種々課題はあるかというふうには思いますけれども、このドクターヘリの活用は非常に有益ではないかなと思いますけれども、そのあたり町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員の2点目の質問にお答えいたします。

ドクターヘリの活用については、医療の充実というところがこの町内の課題だと思っておりましたので、大変喜ばしいことだと思っております。

その中でですね、消防から町のほうに依頼されているのは、場所の提供という部分を依頼されております。その中で、場所は提供しておりますが、実際稼働するにあたり不具合があるかというところは消防とですね、十分に協議しながら町として提供できる部分、人的な部分、それから場所的な部分というところは、今後進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかにございますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

9 番 川本貴也君。

○9 番 (川本貴也君)

それでは、施政方針に関しまして、2 点ご質問させていただきたいと思います。

まず 1 点目は、3 ページから 4 ページにかけて、観光施策についてでございます。昨今の新型コロナウイルス感染症により小豆島内、また、わが町におきましても、観光事業者、観光従事者、また納入業者等々、多大なる影響を受けており、大変苦しい状況が続いてますことは、岡野町長も重々理解していただいているかと思えます。そのような中におきまして、施政方針におきまして、観光施策の部分で新たにアウトドア、また石の文化、あと、からかい上手の高木さん、こういった新しい題材が出てきて、従来の観光題材と合わせて充実施策を打ち出しているところは非常に団体旅行から個人型旅行に旅行形態が変更している中であって、非常に有効な施策だなという感じは受けております。

そのような中、今後、観光題材をどういったかたちで島外、また全国に発信されていくのか。今の現状では厳しいかも分かりませんが、コロナが収束後、全国での地域間競争、誘致合戦が始まることは町長も理解していただいているかと思えます。

そういった中で、この情報発信、誘致活動が大きな勝敗を分かれるかと思えます。このような点で、今後のわが町の観光事業・誘致をどういうふうに進めていくか。島外におきまして、よく言われるのが、わが町土庄町、非常に観光に適していると、観光資源も豊富であり、またこれからまだまだ誘致のポテンシャルを秘めている。そういったところで、しかしながらこの小豆島含め、土庄町売り方が非常に下手くそだと、そういった声を多々、数多く聞いております。そういった中で、今後、観光誘致策を進める方法につきまして聞きたいと思えます。

2 点目につきましては、最後のページになります。

最後のページで、「町が保有する未利用財産の売却や貸付などあらゆる財源の確保に積極的に取り組み」とあります。こういった中で、昨年 6 月議会におきまして、旧庁舎の問題につきまして私、一般質問させていただきました。旧庁舎の利活用につきまして、6 月議会で一般質問させていただいて以降、半年以上が経ちます。新庁舎もこうやって建っておりますけども、その利活用につきまして、今、半年以上経過した中でどの程度協議が進んでいるのか。常任委員会等々注視してまいりましたが、そういった報告もいまだ出てきていないような状況でございます。

現状での検討状況をお知らせ願いたいと思えます。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

川本議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の観光なんですけれども、実際、川本議員が言われるようにコロナ禍によって大変厳しい状況になっております。今年の3月末までの観光客の入れ込み客数なんですけれども、3月末きてないんですけれども、予想されるに4割減、コロナ前の6割となっております。ということは、観光事業者の方々たちは前年度、また前々年度に対して売り上げが6割しかないというふうに感じ取られます。その中で町民のですね、観光に対する事業者数、また観光に携わる方々が6割強いるこの町で、観光を盛り上げていかないとコロナの感染によって厳しい状態になる方と、経済の縮小によって厳しい生活環境に強いられる方がたくさん増えていることが予想されます。その中で、やはり今一番の問題点は、この土庄町、また小豆島は「観光としての魅力はたくさんあるが、売り込み方が下手くそだ」ということは、ほかからもよく聞いております。

先日ですね、多額のふるさと納税をされた方が、全然、小豆島の方でないんですけれども、ご意見で、「これだけ魅力のある島をどうして発信できないか。私は、外から見て、小さい頃にこの町に遊びに来て、この町の魅力を発信するために使ってください」というようなご意見もいただきました。

その中で島内各種、観光団体ございます。その中で、情報発信するかたちは素晴らしいかたちを取っている団体がいくつかあります。ただ、その1つ発信方法にしても、1つに集約すればより強いものになり、逆に発信方法はいいんですけれども、発信された数ということ把握するようなかたちは取られておりません。

そういうようなところも各観光団体とですね、同じような場所で同じような意見を出していけるようなかたちを取ってですね、この土庄町の、また小豆島のアピールをしていきたいと思っております。

それとですね、昨今、観光の形態変わっておりまして、今注目されておりますワーケーション、またグランピング等々もですね、どのようなかたちで町として支援していけばいいかということも協議しながら観光施策に取り組んでいきたいと思っております。

次に、庁舎跡地の利活用なんですけれども、現在のところ各課にですね、まだ、どういうふうな利活用するということは、私のほうは情報を流しておりません。

ただ、今後の行き先として、まず庁舎内で職員に対してどのような利活用方法があるか、私といたしましては、産業に対して中心とするのか、観光の施策に対し

てエンジェルロード、また宝生院のシンパク等々もつなげながら、そういったところの拠点していくのか、というところは意見を出しながらですね、庁舎内で意見を聞いた上でですね、自治会、それからまた、各世代における携わる方々、それから外からの意見、またパブリックコメントなんかも拾いながらですね、どのようなかたちであの場所を、土庄町にとって一番良い場所にできるかということを検討していきですね、検討委員会なども作っていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

町長の答弁で観光の捉え方というところでは、大変理解させていただきました。

観光の点では、絞ってお伺いしたいんですけども、先ほどらいからの発信方法につきまして、前町長が近畿日本ツーリストと協定を結んでおりました。情報発信の一役を本来担うべきところかと思うんですけども、私感じますに、それが全く機能していない、活かされていないように思います。近畿日本ツーリストの商品を見たところ、協定にもかかわらず土庄町または小豆島に特化した商品も出てないような状況でございます。

前町長はどういう思いで協定を結んだか分かりませんが、こういったときのためこそ協定が活かされるべきじゃないかと思うんですけども、岡野町長自身、今後の近畿日本ツーリストの協定の維持、継続、またその他、近畿日本ツーリストを今後どのように、その協定を活用するか、そういった点をどのようにお考えなられとるかというところをお伺いしたいと思います。

そして、旧庁舎の問題でございますけれども、町長もご存じのとおり長年、町の一等地として、行政の中心として50年来やってきております。

町にとりましても、本当の一等地でございます。隣にはギネスブックにも載るような土淵海峡がはしり、本当に重要な場所であります。なかなか現状の予算規模では非常に財政厳しい状況ではありますけれども、何とかあの場所を早期に利活用として使うべきではないかと、このように考えております。今の町長の答弁で押し量りますに、何らかの利活用を考えておられるということで、この施政方針にあるように旧庁舎に関しては売却は考えてないというふうに思っております。よろしいかどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

川本議員の再質問にお答えいたします。

近畿日本ツーリストなんですけれども、現在、包括協定を結んでおります。それと、観光課のほうにも1人在中しておりました。観光課のほうには、もういませんが、包括協定を結んでいるのでタイアップできる場所があれば、また情報提供していただけるのであれば活用していただきたいと思っております。

またそのほかですね、今、第2のふるさとプロジェクトというところをJCBさんとともにやっているところもありますし、それから持続可能な観光地、これ小豆島町が取っているやつなんですけれども、そのあたりも四国ツーリズムさんと協議しながら、採用されるかどうか分かりませんが、進めております。というところで、各旅行者に対しては情報発信、また場として情報提供していただける受け側としても活用させていただきたいと思っております。

ただですね、昨今の旅行者の推移を見てますと、4割強は個人旅行ということがありますので、そのあたりしっかり十分に加味しながら観光施策を進めていきたいと思っております。

町(旧庁舎)の利活用につきましてですか、やはり川本議員おっしゃられるとおり、町の一等地でございます。その場所の利活用方法については、慎重、かつスピード感を持ってというふうに思っておりますが、売却等につきましては、十分に協議しながら、今、現時点では売却はしない方法で進めますが、町にとって本当に有益になるというようなプロジェクトないし、提案がございましたらそれは全然ないということも考えておりません。ただですね、何度も申しますが、今のところは土庄町にとって一番良い利活用方法は何かというところを検討していきたいと思っております。

○議長(高橋正博君)

9番 川本貴也君。

○9番(川本貴也君)

最後に、観光につきましては、町長も深く理解していただいておりますので、情報発信につきましては、指定し過ぎるということはないかなと思います。コロナ収束後になろうかなと思いますけれども、町長もあらゆる場面で観光誘致のアピールをトップセールスでやっていただきたいと思いますし、お願いしたいと思っております。

また、旧庁舎利活用につきましても、現状で町長の考えをお伺いしました。じっくりと検討に検討を重ねていただいて、町民の皆さんが納得できる、また喜ばれる利活用方法を見出していただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。質問は以上です。

○議長(高橋正博君)

ほかにごございませんか。

(発言者なし)

○議長(高橋正博君)



ないようでございますので、令和 4 年度施政方針についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 提案理由に対する質疑（議案第 9 号～議案第 31 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 13、議案第 9 号 令和 4 年度土庄町一般会計予算から、日程第 35、議案第 31 号 財産の処分についてまでの各議案について質疑を行ないます。

なお、各議案につきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、総括的・大綱的な質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第 9 号から議案第 31 号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

## 委員会付託（議案第 9 号～議案第 31 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、議題となっております、議案第 9 号から議案第 31 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号から議案第 31 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

## 散会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 午前 10 時 30 分